

議員全員協議会会議録

(令和8年8月19日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和8年8月19日（水）
招集場所 大会議室

出席議員

議長	吉田茂生	副議長	嘉喜山茂
議員	山本美佐	議員	田中純樹
議員	岡雄次	議員	尾崎恵一
議員	池田栄次	議員	石川秀夫
議員	金繁典子	議員	鷹野正志
議員	濱本元通	議員	中野光博
議員	吉村直城		

欠席議員

議員 原田達也

職務のため出席した者

議会事務局長	土居章二	主幹	尾川美保
係長	山口昌		

説明のため出席した者

町長	中村維伯		
副町長	木原莊二		
教育長	中尾茂樹		
(総務課)			
課長	濱哲也	課長補佐	本多大輔
(選挙管理委員会)			
課長補佐	湯浅良彦		
(企画財政課政策推進室)			
室長	好岡英樹		
(町民課)			
課長	前田美保	主幹	久徳哲也
課長補佐	西田季史		
(建設課)			
課長	山本正文	課長補佐	尾川勝彦
(環境衛生課)			
課長	谷岡誠司	課長補佐	小笠原和樹
課長補佐	坂本涼		
(学校教育課)			
課長	坂本一利	課長補佐	蓮田修平

本日の議員全員協議会に付した案件

【執行部報告】

- 1 マイナンバーカード普及促進に向けた取組について
- 2 道路新設改良事業（国庫）における鯖越トンネル修繕工事の執行見送りについて
- 3 下水道料金の改定について
- 4 愛南町教育委員会委員の任命について
- 5 南宇和高校学生寮スタッフの募集等について
- 6 教育委員会点検・評価の報告について
- 7 投票区の統合に伴う移動期日前投票所の実施について

【議会協議】

- 1 重要案件抽出の協議について
- 2 議員派遣について
- 3 令和7年度決算勉強会の日程について
- 4 令和9年度当初予算に係る議員提案について
- 5 その他

開 会	9時00分
閉 会	11時15分

○嘉喜山副議長 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから全員協議会を開催いたします。

まず初めに議長より御挨拶をお願いします。

○吉田議長 皆さん、おはようございます。お忙しい時期に朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。今日、原田議員が欠席になっておりますので、お伝えをしておきます。

今日は7項目、7議案でございます。質疑のほうを迅速に進行させていただきたく、皆さんにお願いしまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○嘉喜山副議長 続きまして、町長、お願いします。

○中村町長 皆様、おはようございます。令和8年第12回議員全員協議会の開催を依頼いたしましたところ、吉田議長には招集をいただき、また、何かと御多忙の中、議員の皆様には御出席をいただき誠にありがとうございます。

まずは、皆様も御承知のとおり、7月28日、16時27分頃、熊本県熊本地方を震源とする最大震度7の大きな地震が発生いたしました。さらに、8月13日から大雨により千葉県でも被害が出ました。このたびの地震、そして豪雨により被災をされました皆様に対しまして心からお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

さて、連日、記録的な暑さが続いております。先月開催の臨時議会の冒頭でも触れましたが、本年4月から最高気温40度以上の日を「酷暑日」と定義することとなり、名称決定後初めてとなる酷暑日が7月21日に岐阜県と愛知県で観測されました。さらに全国各地で酷暑日が記録される中、愛南町御荘の観測地点で7月の平均気温が28.5度となり、統計開始以降、最も高い記録となっております。このような異例の暑さは、町民の皆様の健康だけでなく、農業をはじめとする地域産業にも大きな影響を及ぼしております。

こうした中、JAえひめ南では干ばつ対策会議を開催し、水源確保の取組などを進めるため、対策本部を9年ぶりに設置したところであります。本町におきましては、町民の皆様の熱中症予防対策の一環として、暑さをしのぐ一時的な避難場所設置事業「クールやなーし」を本庁、支所及び公民館など町内延べ21か所に開設し、どなたでも気軽に利用いただける休憩スペースとして開放しております。今後も、関係機関と連携しながら、町民の皆様が安心してこの夏を過ごせるよう熱中症対策に努めてまいります。

本日は、9月定例議会に提案予定の案件など、7件の事前説明や報告を担当課長等からさせていただきますので、御意見等よろしくお願いいたします。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○嘉喜山副議長 ありがとうございます。ここからは議長の進行でお願いします。

○吉田議長 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

まず第1に、マイナンバーカード普及促進に向けた取組について、理事者の説明を求めます。前田町民課長。

○前田町民課長 マイナンバーカード普及促進に向けた取組について。

町民課では、マイナンバーカード普及促進に向けた取組として、郵便局の窓口を利用したマイナンバーカード申請サポートを計画しています。その取組について説明いたします。

まず、1、政策の発生源・提案に至るまでの経緯としまして、マイナンバーカードの利用拡大や普及により、カードの新規発行や更新手続の増加が考えられます。カード発行の際の住民の利便性向上を図るため、地域に密着した郵便局での申請サポート体制を整備するものです。

続いて、2、事業の概要です。

町内の各郵便局で局員が対面で申請の支援をする体制を整え、スマートフォン等の操作に不慣れな方でも、本庁や支所に来ることなく申請することができるものです。郵便局で実施する

業務は、(1) マイナンバーカードの申請支援事務のとおり、郵便局員が対面で、顔写真の撮影・申請書類の作成を支援し、作成した申請書を町民課へ送付することです。実施する郵便局は、(2) 業務委託窓口のとおり、町内全ての郵便局12局です。

次に、3、他の自治体の類似する政策との比較検討です。

(1) のとおり、近隣自治体で同様の取組を実施しているところは、宇和島市で30局、松野町で3局です。(2) 本町の状況としては、令和7年度末現在で、マイナンバーカード取得率が88.4%です。また、今後の年度別カード更新見込数としては、令和13年度が3,000件となり最大となる見込みです。

続いて、4、事業費及び財源措置についてです。

まず、(1) イニシャルコストは、需用費、委託料、備品購入費の合計127万円です。次に、(2) ランニングコストは、需用費、役務費、委託料の合計30万2,000円です。この経費は、今年度1月の運用開始を見込んだものです。そして、本事業の財源は、(3) のとおり、マイナンバーカード交付事務費補助金を活用し、全て国庫補助の対象となります。

最後に、5、今後のスケジュールについて、まず、予算については9月補正予算として上程いたします。その後は、郵便局との委託業務契約、備品等の手配等を経て、令和9年1月から運用開始を予定しています。

以上が取組についての説明となります。

○吉田議長 説明が終わりました。

質疑はありますでしょうか。

金繁議員。

○金繁議員 幾つかあるんですけど、まず、これ町内12局全局の郵便局で業務委託を行うということなんですけど、それぞれ旧5か町村、支所、本所に近い、かなり近い郵便局がありますよね。そういうところはやる必要があるのかどうかというのは吟味されたかという点が一つと、それからコストなんですけど、例えばプリンターが壊れたとか、そういう維持費、ランニングコストの中にそういう維持費が入っているのかどうかお聞かせください。

それから、今、支所などの窓口業務の件数がかかなり減ってきていますよね。5か年ぐらい毎年見させてもらっている、議会に出してもらっているんですけど、相当減ってきている中で、職員さんの数が、減っているところもありますけど維持されているところもあって、そういうところとの比較検討でその、支所で行うということができないのか、そういうことも検討されたのかどうか、3点。

○吉田議長 大丈夫ですか。

前田町民課長。

○前田町民課長 1点目なんですけども、一応検討はいたしまして、一応郵便局のほうもという形で、検討はいたしました。

2点目なんですけど、修繕は補助対象外なので、特別交付税の利用の可能を検討しています。

3点目なんですけど、支所も一応件数は減っているんですけども、マイナンバーの窓口業務とかはしております。

以上です。

○吉田議長 ほかに何か質疑はありますか。

金繁議員。

○金繁議員 ありがとうございます。支所もこの事務をされているということなんですけど、最初の質問とリンクするんですけどね、例えばこの本庁も郵便局と隣り合わせぐらいじゃないですか。御荘もすごい近い、まあまあ近い。一本松もそうですよね、西海もそうだと思うんですけど。だからそこに・・・必要があるのかどうか、やっぱりそれぞれの支所の業務、窓口業務の件数と照らし合わせて、やっぱりもう一度検討したほうがいいのではないかなと思うんですよ、

これやるかどうか、この費用対効果というか。本当に忙しくて、忙しいとは思いますが、窓口業務が減っていて、職員の数が同じなのであれば、例えばその、一本松なら一本松地域で、この令和11年、12年、13年、どのぐらいの件数が見込まれるのかという件数も出して、比較検討するべきじゃないかなと思うんですがやっぱりその、外部委託すると、そこから先ずっとランニングコストはかかりますよね。非常に今回の9月議会は決算の大事な議会ですけども、やっぱり非常に厳しい財政状況になってきているので、額はそんなに大きくないとはいえ、やっぱり慎重に私は検討するべきではないかと思います。

もう一つ、検討してほしいんですが、郵便局もこの役場と同じで、土日はお休みですよ。窓口に行けない人、ニーズがあるのはやっぱり土日に行きたいというニーズがあるんじゃないかと思うんですよ。だからそのニーズも、やっぱりある程度は調べたほうがいいと思うし、もし土日が本当に、必要性が高いというのであれば、例えば公民館で業務をすることによって検討されてはどうかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○中村町長 最初のほうの質問に私のほうからお答えします。

財政が厳しいということは当然、既にこれまでもお話をさせてもらっているところですが、その中で支所の、最終的には業務の適正化も考える必要があります。ただ単純に、例えば支所を縮小すれば、その分様々な町民の方にとっての不利益も出てきますので、郵便局との連携がどこまでやはりこれから展開できるのかっていう意味でも、今回、やはり郵便局でかなり動いてもらえるということがもし最終的に今回の取組を通じて分かれば、今後また話し合いをして、支所の適正化と併せて進めていけるとい、そういう思いも持って進めておりますので、はい。後段の分は。

○吉田議長 前田町民課長。

○前田町民課長 土日とかを、郵便局でもお休みということなんですけども、一応うちの町民課のほうでも、以前、土日とか開いてマイナンバーカードの申請とかやっているときがありましたので、その分を調査して研究したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

石川議員。

○石川議員 普及促進ということで、窓口が増えるということは悪くないとは思いますが、郵便局を使ってやるというのも。ただ、先ほどもちょっと話が出たんですけど、土日ですよ。これコンビニを使う手もあったと思うんですが、委託に対してですね、土日もしていくということ。これ国庫補助なんで、10分の10ですから、いろんな方法を検討して、普及促進に向けて検討すべきだと思いますが、その辺りいかがですか。これが1点。

2点目は、このスケジュール。郵便局との業務委託締結があつて、運用開始を前に広報等で町民に周知ということなんですけど、これはもう少し早く業務委託締結ができれば、すぐに町民に周知をする、そのほうが町民も理解しやすいし、時間がある程度あると思いますので、その辺りの検討はされているのかどうかお聞きします。

○前田町民課長 1点目なんですけども、コンビニでの申請なんですけど、個人情報の関係でちょっとコンビニ交付というのはできない、できていません。

あと2点目のスケジュールの関係なんですけども、一応いろいろと検討した結果、予算が可決された後は速やかにしていこうとは思っているんですけども、速やかにする方向に研究していきたいと思っております。

以上です。

○吉田議長 石川議員。

○石川議員 郵便局と個人情報の取扱いと、当然税金なんかも収納しているコンビニと、個人情報云々という話であれば、どこにどう差があるのか、私はちょっと理解し難いんですけどね、私

はコンビニでもできるように、コストはかかるでしょうけども、10分の10であれば、町民の利便性からいっても、土日也能えるということも考えれば、私は十分検討していくべきだというふうに考えますがいかがですか。

○吉田議長 前田町民課長。

○前田町民課長 お答えします。

地域持続可能性の確保に向けた郵便局、国のほうが地域持続可能性の確保に向けた郵便局を進めている関係で、郵便局のほうにしようということになっておりますので、地域性を主にしておりますのでそのようになっています。

以上です。

○吉田議長 石川議員。

○石川議員 ということは、郵便局じゃないと10分の10の補助金が出ないという理解なんでしょうか。

○吉田議長 大丈夫ですか。

前田町民課長。

○前田町民課長 12局、郵便局では12局あるんですけども、また今後、調査して、研究したいと思っております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

鷹野議員。

○鷹野議員 私もいい政策だなというふうに一瞬思ったんですが、郵便局にどれだけカードを持っていない人が来るかというその、確率でもないけど、何%、例えば郵便局に来る全体で何%の人が持っていないんだろうかというふうに考えた場合、相当なお年寄りさん、あと若者も持っていない人もおるでしょうっていったら、ちょっと郵便局、んっていうふうにちょっと思ったんですね、そこで、これ、まあ郵便局、この政策が悪いとは言いませんが、どのぐらい取得率、伸びるとお考えですか。

○吉田議長 前田町民課長。

○前田町民課長 お答えいたします。

更新とかもありますので、何%っていうのはちょっと今から分からないんですけども、少しは増えてくれるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○吉田議長 鷹野議員。

○鷹野議員 目標をお願いします。

○吉田議長 前田町民課長。

○前田町民課長 お答えします。

利便性向上を思っております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

山本議員。

○山本議員 これ、目的というか、目的自体がこのPCやスマートフォン等の操作に不慣れな方でもということなので、紙媒体のことをされていると思うんですけど、この紙で申請するということに、ネットでの申込みとかをサポートするとかっていうことは、一緒にするとかっていうのはあるんですか。

○吉田議長 前田町民課長。

○前田町民課長 お答えいたします。

今はございません。

以上です。

○吉田議長 山本議員。

○山本議員 この、どうしても更新が集中するっていうことですよね。一番に申し込みされた方がいるから、何年かたったら更新時期も皆さん一緒になるので、更新のときが、手続が一緒になると思うので、できたらそのネットで申し込めそうな人とか、事前に教えるサポートみたいなのがあれば、この更新に集中して、みんなの手を割いたりとかするようなこともなくなるのかなと思うんですけど、今からそのネットに対する、ネット申請とか更新に対するサポートをするということはありませんか。

○吉田議長 前田町民課長。

○前田町民課長 お答えいたします。

今後調査して、研究したいと思っております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

尾崎議員。

○尾崎議員 確認なんですけれども、今回のこの郵便局への業務委託というのは、マイナンバーカードの申請だけではなくて、今後たくさん発生するであろうこの更新についても併せてやるという受け取り方でいいんですよね。

○吉田議長 前田町民課長。

○前田町民課長 お答えいたします。

そのとおりです。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

田中議員。

○田中議員 今、88.4%まで普及されているということなんですけど、残る11.6%の人の、年齢だったりとか、どういう方が取得されていないのかというのは分かりますか。割合で。

○吉田議長 前田町民課長。

○前田町民課長 お答えいたします。

ちょっとそこまでは、ちょっと集計しておりませんので、すみません、ちょっと分かりかねます。

以上です。

○吉田議長 田中議員。

○田中議員 多分これの目的っていうのは、先ほど町長がちょっとお話しされていましたが、今後10年とか20年先に支所機能的なものをどこが持てるのかという、職員減っていったとかというふうに僕は考えているんですが、その実験というか、取りあえずトライアルで、郵便局が今ある支所機能みたいなものを受け継げるのかというところの準備かなというふうにちょっと町長の発言から思われたんですけど、それについてちょっともしあればお願いします。

○吉田議長 ちょっとそれですけど、答えますか。

○中村町長 私のほうからお答えさせていただきます。

今後、財政厳しい中で、様々な分野を節約、切り詰めていく必要があります。その中には、この組織体制も含めて考えていく必要があるという中で、支所機能を維持ずっとし続ければ、最低限のやはり職員がそこにいていただく必要がありますので、それにある程度取って代わる部分が、もし郵便局が代替ができるということになれば、そこで職員が全体でこれだけ減しても、その部分で、一番、本庁の部分の、全体を統括する部分に一気に手をつけなくても済むということにもなると思いますので、そういう意味も含めて、今後どこまでその郵便局と連携をできるかっていうのは、今回がちょうど皮切りになると思うんですけど、今後検討していきたいと考えています。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

金繁議員。

○金繁議員 もしできればなんですけど、今日でなくていいので、この開始する令和9年度から13年度って数字が入っているんですけど、これの5か町村別に数字を、足して出ていると思うんですけど、出していただいてもいいですかね。内訳を。

○吉田議長 前田町民課長。

○前田町民課長 お答えいたします。

また後日、提出させていただきたいと思います。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

じゃあ質疑がないようなので、これで1番、マイナンバーカード普及促進に向けた取組についてを終了いたします。

準備ができ次第、2番に入ります。

それでは2番、道路新設改良事業（国庫）鮪越トンネル修繕工事の執行見送りについて、執行部の説明を求めます。

山本建設課長。

○山本建設課長 それでは建設課から、道路新設改良事業（国庫）鮪越トンネル修繕工事の執行見送りについて説明しますので、資料の2を御覧ください。

まず、1の政策の発生源・提案に至るまでの経緯についてなんですが、本事業は、愛南町トンネル長寿命化修繕計画に基づき、鮪越トンネルの照明施設の老朽化に伴うLED化を実施するため、当初予算において工事費として6,000万円を計上しておりました。しかし、その後、他県において本事業における照明施設の修繕が補助対象外となる可能性があるとの情報が愛媛県より寄せられ、それに伴い工事の執行を一時保留しておりました。その後、今年8月に愛媛県から道路メンテナンス事業補助制度要綱の改正が通知され、本事業が正式に補助対象外であることが決定いたしました。その結果を踏まえ、当初予算に計上しておりました同工事の執行を見送り、9月補正予算において予算を全額減額するものでございます。

次に、2の事業の概要についてなんですが、まず（1）の事業名は道路新設改良事業（国庫）、（2）の工事名は鮪越トンネル修繕工事、（3）の予算額は6,000万円、（4）の工事の内訳は延長L＝256.3メートル、照明施設LED化42基、分電盤1面、配線605メートル、配線器具設備1.0式などとなっております。

次に、3の総合計画との整合性については、表記のとおりでございます。

次に、4の他の自治体の類似する政策との比較検討については、県内において、該当する補助事業で同様の実施計画を立てていた自治体は本町のみとなっております。

次に、5の町民参加の有無とその内容については、本件は予算の減額処理に伴うものであり、町民参加の実施はございません。

次に、6の関係ある法令及び条例については、道路メンテナンス事業補助制度要綱の改正により、第4の事業要件において、2の点検結果に基づいて実施するものではない事業については、前項に掲げるいずれの事業にも該当しないため、本補助制度の対象外である。例えば、次に掲げるものがこれに該当すると規定されており、（2）の第2の定義において、各定期点検要領において点検対象とされていない標識、照明施設等の附属物本体の修繕または更新については、今回の要綱改正により、定期点検要領において点検対象とされていない照明施設本体の修繕、更新が明確に補助対象外と位置づけられております。

次に、7の財源措置においては、（1）の工事費は当初予算額6,000万円を9月補正予算にて全額減額、（2）の当初の財源内訳として、国庫補助金3,795万円、過疎債2,200万円、一般財源5万円となっております。

最後に、8の将来にわたるコスト計算についてなんですが、今後につきましては、新たな補助事業を活用して、改めて当該工事を実施したいと考えております。ただし今後、活用可能な補助事業の補助率や補助額によって、起債金額や一般財源の負担割合が変更になる可能性がございます。現在、活用可能な補助事業または交付金事業について、愛媛県と協議を進めているところでございます。

以上、簡単ではありますが、建設課から本件についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○吉田議長 説明が終わりました。

質疑はありますでしょうか。

金繁議員。

○金繁議員 6,000万円という事業費、国の補助がもらえないということで残念ですね。お聞きしたいのは、資料の中に今回ないのでお聞きしますが、この事業の必要性和緊急性、町内にほかにも暗いトンネルとかあると思うんですけど、ほかにインフラで、老朽化して、たくさんあると思うんですが、特にこの鮪越のトンネルを修繕工事する必要性和緊急性をまず1点お願いします。

それから2点目に、そういう、まあトンネルに限らずほかのインフラもかなり老朽化しているところあると思うんですけど、このトンネルを優先にした基準は何なのか。

それから3点目に費用対効果なんですけど、これLED化によって、年間の電気料金とか維持管理費がどのくらい削減できると見込んでいらっしゃるのか。

以上3点お願いします。

○吉田議長 山本建設課長。

○山本建設課長 まずこの必要性和緊急性についてなんですが、今、愛南町の町道のほうでトンネルは6か所あります。そのうちにほとんど、特にこの鮪越のほうは塩害がひどくて、かなり厳しいところがありますので、点検業務を行った際、令和5年度に点検業務を行ったんですけど、やはりここでかなり塩害の被害があるということで、緊急性を要するのではないかというような点検報告がございましたので、これは早急にやるべきじゃないかという感じで、今回予算のほうを計上させていただいております。

2番目が、何やったかね。基準も同じように点検業務、国の指針によりまして5年に1回の点検業務がございました。その点検業務の結果報告に基づいて、この鮪越トンネルのほうもやるような形で成果をいただいておりますので、それに基づいて鮪越トンネルのほうをやるような形になっております。

3点目のLED化なんですけど、確かに今はナトリウム、低圧ナトリウムの点灯を使っています。これはやっぱり電気代もかなりかさばるといって、数が多いということなんで、LED化でかなり電気のほうが明るくなる上に電気料も安くなりますので、今度替える場合は電気の数も減りますので、基本料金もかなり減るということを算定しておりますが、ただ金額がどれくらいになるかっていうのが、改めてちょっとそこは精査せないけんと思いますが、確実に維持管理費の料金のほうは減ると、うちのほうは認識しております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

金繁議員。

○金繁議員 ありがとうございます。大体分かりました。塩害被害があるということで、必要性も分かります。

やっぱり私たち議員として、この事業、結構まあ国からのお金とか、ほかがたとえ頂けるとしても多額のお金ですし、そこから先の維持費もかかることなので、一応その客観的な状況を、塩害の被害がどの程度かとかそういう必要性をぜひ次回から示していただけたらと思います。

費用対効果のほうも、確実に安くなるということなんですけど、どのくらい安くなるかということも客観的な数字をまた次回から見せていただけたらと思います。

以上です。

○吉田議長 山本建設課長。

○山本建設課長 今、金繁議員のほうから御指摘がありました、今後その必要性和、あとまあ概算にはなと思うんですけど、それに対する費用対効果、もしくは減額になるような経費削減のところの、ある程度の数字が分かるようになりましたらそれも合わせたような形で資料のほうに添付させていただいたらと思います。

以上です。

○吉田議長 ほかに何かありますか。

石川議員。

○石川議員 これ問題は予算をつくるときに、県や国含めて、法令、条例、政令、確認したんですかと。多分、法令なんかは変わっていないはずなので、それが1点と、それを確認しましたかということですよ。

もう一点は、これ県から言われて、こういう条例になったんでという、8月にですね、改正があったという話なんですけど、これは国にはきちっと、これは補助対象にはならないのかどうかというのを国交省のほうにでも話しに行ったのか、。電話でもいいですけど、そういう問合せも、県だけじゃなくて、町がこれ執行しようとした段階、予算組んだわけですから、いうたら執行権を放棄するような話になるんじゃないですか。これはちょっと重大問題やと思いますよ、予算のつくり方も含めて。だからその辺り、県はこう言うところけど、国はどうなんだということを、我々愛南町としてはこう考えるという問合せをして、補助金を取れるようにしてこれ執行するべきだと思いますが、いかがですか。

○吉田議長 山本建設課長。

○山本建設課長 まず1点目の確認というところなんでございますが、この事業計画の策定段階に、当時の制度要件には適合していたことから、愛媛県といろいろその協議も重ねながら当初予算の計上に至っておる経緯がございます。

その結果、先ほど資料でも御説明しましたが、その後、他県における事例で、関する情報が愛媛県のほうに入ってきたと。これは国を通してなんですけど、入ってきましたので、それが、そのことも聞いた上で県とも連絡情報を図りつつ、工事の執行は、補助対象外になってもいけませんので、3,700万円も太い額が一般財源になるのもちょっと難しいところもありますので、そこを踏まえた上でちょっと動向のほうを注視しておりました。

その結果、今年8月、正式な要綱の改正が国から県に下りて、県から町のほうに下りてきたということでございますので、国から県、県から町という形になっておりますので、その国・県・町という情報共有のほうはしっかりできていると考えております。

なお、要綱のほうで正式にこの工事の内容については対象外というものを明記されてしまいましたので、今回は一旦保留という形を取りまして、今、先ほども言いましたように県のほうにほかの事業で何かできないかということを今、精査しながら進めているところでございます。補助金なのか交付金事業になるかはちょっと分かりませんが、そこは県とも今調整をしながら、的確な補助事業のほうを探していきたいと考えております。

以上です。

○吉田議長 ほかに。

石川議員。

○石川議員 今の話からすると、国から、変更があつて、県に連絡が来たと。国から何月何日にどうという文書が県に下りてきたのか、その辺りは確認しておるんですか。

○吉田議長 山本建設課長。

○山本建設課長 その分につきましても、うちのほうに書類のほうは来ております。ただ最終決定が来たのが、資料にも書いております令和8年8月3日に正式なものが来ております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

質疑がないようなので、これで2番、道路新設改良工事（国庫）鮎越トンネル修繕工事の執行見送りについてを終了いたします。

続きまして、3番、下水道料金の改定についての説明を求めます。

谷岡環境衛生課長。

○谷岡環境衛生課長 それでは、環境衛生課から下水道料金の改定について御説明いたします。

資料3を御覧ください。

1、政策の発生源・提案に至るまでの経緯です。

（1）下水道使用料の料金体系につきましては、現在、料金体系は小規模下水道事業と浄化槽整備事業とは異なっております。小規模下水20立米の使用時の料金は2,620円、浄化槽5人槽の料金は3,670円で、浄化槽の料金が1,050円高い状況となっており、公平性の観点から課題となっております。

（2）他会計繰入金への高い依存度ですが、令和7年度の実績におけます収益的収入合計に占める他会計補助金の割合は46.2%で、一般会計からの繰入金に大きく依存しております。また、法令等に基づく基準内繰入金のほか、実質的な赤字補填であります基準外繰入金を9,668万円繰入れして事業を維持しているのが現状です。

（3）基準内繰入金のみを繰入れした場合の収益的収支の試算を載せております。令和8年度は約1億1,760万円の基準外繰入金により運営しておりますが、仮に令和9年度以降、一般会計からの基準外繰入金に頼らず、基準内繰入れのみで事業を実施しようとした場合ですが、表の下段を御覧ください。収益的収支Bの欄ですが、そちらに掲げております年間平均9,460万円の収支不足となります。①本来必要な年間の料金収入は1億7,785万円となります。この内訳は、表の料金収入A欄の令和9年度から13年度までの料金収入見込みであります平均でございますが8,325万円に、収益的収支B欄の9年度から13年度までの収支不足の平均約9,460万円を合算した金額です。次に、②でございますが、令和9年度から13年度までの対象世帯数、これあくまでも見込みですが2,227世帯で割り戻した際の、1世帯当たりの本来必要な月額負担額ですが、試算しますと、1か月当たり約6,655円となります。現行の負担額が約3,115円ですので、③現行負担に対する倍率は約2.1倍と大幅な値上げが必要となる状況になりますが、住民生活への影響が極めて大きいということが課題としてあります。（4）現行料金のまま推移した場合の一般会計繰入金の推移を載せておりますが、5年間の累計で4億7,298万円、年間平均にしますと約9,460万円の基準外繰入金が必要となります。

2ページ目を御覧ください。

2、料金格差を是正する料金改定についてです。財政課題を抱える中、今回の改定では、小規模下水道と浄化槽との料金格差の是正を最優先課題として取り組みたいと考えております。

（1）今回の料金改定案ですが、浄化槽を現在の人槽制から水量制に移行し、料金体系を統一した場合、人口減少に伴う有収水量の減少の影響によりまして、浄化槽の使用料が減収となります。そのため、小規模下水の改定率を40%以上に引き上げない限り全体で減収となることから、料金体系は今の、現行のままとし、小規模下水は水量制、浄化槽は人槽制を維持しつつ、小規模下水の料金改定により収入確保を図りたいと考えております。なお、浄化槽については、令和7年4月に法定検査手数料の改定によりまして、維持管理費が増加しておりますので、1件当たり月額・税抜きで100円の値上げを行います。その結果、20立米当たりの料金格差は現在の1,050円から230円まで縮小します。①小規模下水の料金体系を説明い

たします。アの料金体系表の改定案の部分を御覧ください。基本水量は10立米から水道料金と同じ8立米に合わせます。基本料金は1,788円、超過料金は1立米当たり120円で、いずれも25%改定いたします。次に、イの料金比較表を御覧ください。20立米使用時の料金を3,550円、35.5%の改定といたします。②浄化槽の料金体系は、先ほども説明しましたように、法定検査手数料改定によりまして、1件当たり月額・税込110円の値上げを行います。

続いて、3ページを御覧ください。本改定による効果です。

①20立米使用時の料金格差が現行1,050円から230円に大幅に減少し、不公平感が緩和されます。②料金収入の増加による基準外繰入金は年間平均約800万円の削減が見込まれます。

3、今後の再改定の必要性についてですが、今回の改定は、料金格差是正を最優先とした措置であります。独立採算に必要な収益には届いていないため、3年後をめどに再度、料金改定を実施する必要があります。

(1) 再改定が必要となる理由といたしましては、①今回改定を行いましても、令和9年度から令和13年度の平均の経費回収率は53.2%から58.3%程度にとどまります。污水处理費用の半分は一般会計繰入金に依存し続ける状況となります。②施設・管路の老朽化対策費用と物価高騰としまして、今後、老朽化する農業集落排水施設や管路の更新等が必要となり、持続可能な事業運営に向けて、段階的な料金の見直しが不可欠と考えております。

4、今後のスケジュールですが、令和8年10月から11月に対象地域への住民説明、令和8年12月に議会への説明、条例改正案の上程、令和9年1月から3月に広報、かんきょうかわら版、ホームページによりまして住民に周知を行います。令和9年4月に料金改定という流れで進めてまいりたいと考えております。

最後に5、県内における下水道料金の比較です。

上段は小規模下水ですが、1か月20立米を使用した場合の料金を掲載しております。現在、本町の小規模下水道料金は、一番右に出ております県内平均3,325円を下回っておりますが、料金改定を行った場合、料金は3,550円となり、久万高原町に次ぐ料金水準となります。次に下段、浄化槽の料金比較表を御覧ください。1か月20立米使用した場合で比較しておりますが、本町の料金は、一番右に掲げております県平均3,339円を上回っており、高い料金水準にあるため、今回は最小限の改定にとどめたいと考えております。

以上、下水道料金の改定についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

○吉田議長 説明が終わりました。

質疑はありませんでしょうか。

よろしいですか。

金繁議員。

○金繁議員 幾つかあります。まず1点目は公平性なんですけれども、(2)に書いてあるように不公平感が解消されるということなんですけど、これ、この点だけその20立方メートル使用時の料金格差が現行1,050円から230円に大幅に縮小し、という点だけを比較されているんですけど、これだけでいいのかどうか。何をもって公平とするのかっていうのをもうちょっと吟味したほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、例えばその農業集落排水と漁業の集落排水、全然コスト体系違いますよね。なので、その辺もやっぱりその町民の人に納得してもらえるように、公平性っていうのはもっと広く深く比較検討するべきではないかと思うんですけど、その点いかがでしょうか。またその、基本水量10立方から8立方に変更するので、その利用料の少ない人ほどその増加割合が大きくなるっていう、その辺もやっぱり公平と言えるのかどうかという、そういう点もあると思うんですね。なので、そういう公平性をどのように考え、町民の方に納得してもらおうかというところをどのようにお考えかお聞かせください。

2つ目は、これ実行したとしても年間約800万円程度の削減にしかならず、焼け石に水のような状態なんですけれども、経営合理化についてはどのようにされているのか。前の施設の維持管理削減というのに取り組まれていると思うんですけど、統合化がもう始まっているんですかね。その統合による削減分がこの、今回の予測に反映されているのかどうかお聞かせください。

3点目は対象地域への住民説明を10月、11月されるということで、大変素晴らしいと思います。ぜひやっていただきたいんですが、その際に、住民の方たちへの情報提供として、今日頂いたような資料とともに、やっぱりその、この2ページ目の料金比較、利用料ごとの改定、これもこの資料を渡すとすれば見てもらえるんですけど、これも入れるのかどうかを確認させてください。そして、住民の意見を聞いたときに、それを、頂いたインプットとかニーズをまた町として検討してもらえるのかどうか、それとも一応その町が決めたものを説明するだけで終わる予定なのか、その町民説明会のスタンスをお聞かせください。

以上3点お願いします。

○吉田議長 谷岡環境衛生課長。

○谷岡環境衛生課長 集落排水と浄化槽とのコスト面も含めた料金体系なんですけれども、議員が言われるとおり、コスト面だけを考えますと集落排水のほうが、かなりの経費がかかっております。ですので、それをまともに反映させてしまうと、今度は逆に集落排水のほうが軒並み高い料金となってしまいます。そういった場合に、結局はまた料金格差も発生いたしますし、集落排水を利用されている方に対してかなりの負担が大きくなるということが見えておりますので、そこはなかなか難しいと思っております。同じ汚水処理をしているということを前提に、集落排水と浄化槽とで、ある程度同じような金額で御負担いただきたいというような感じで町のほうは考えております。今回は一番利用頻度が多い20立米辺りの方々のところで料金を、できるだけ格差を減らすという形でいきたいと考えておまして、確かにこう多いとき、少ない方については料金の多少は、格差はありますが、一番利用度が多い水量のところではある程度料金に格差がないような形で持っていきたいということで、今回の料金改定案を出させてもらっております。

2つ目ですが、今回の改定で年間800万円しか増えないということでございますが、この増収につきましては、今回、集落排水、今、漁業集落排水の施設の改修を行っております。それによりまして、施設の統合を進めるなどしまして、コストの削減に努めたいと思っておりますが、施設の統合に合わせまして、年間の維持費が約200万円程度は今減るものと思っております。それを含めて今回のこの800万円は計算しております。

3つ目の地区への説明でございますが、今回その2ページ目の比較表はもちろんです、今の経営状況と併せまして、浄化槽とのこの金額の差額が大きいことも含めまして、そういったものも、特に集落排水を利用されている住民の方にお示しして、納得していただけるような形の資料を準備したいと考えております。

最後、住民説明に伴いまして、いろいろな意見があろうかと思えます。それについては、一度持ち帰りはさせていただきます。検討できる部分についてはまだ検討も必要かと思っておりますが、今回のこの提案を最終的に決定するまでにまだお時間もありますので、もし見直すべき点があったときにはまた検討はしたいと考えておりますが、できる限りこの料金改定を御理解いただけるような形で説明は進めていきたいと思っております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

石川議員。

○石川議員 この集落排水の関係は、企業会計ということで、公平性から言ったら基本的には受益者負担だということで、私も質問した記憶がありますが、実際これ受益者で割ってみると6、

600円ということで、宇和島の津島ですか、5,500円負担しているということで、今まで本来は、徐々に上げてきていけばよかったんですけど、本来は5,500円ぐらいまでは上げる必要性は私はあるんじゃないかなと思いますけど、まあ一度に上げると、これまあいろいろな問題にはなるんですけど、ただ住民に説明するときには、この企業会計で一般会計からこれだけ繰出しが出ている、本来はこれだけの負担が必要なんですよということは理解していただいた上で、私はもうちょっと上げたほうがいいんじゃないかなというふうに私は思っています。このままでは当然、これ将来的にこの集落排水のこの事業は存続していかないような気がしますので。

それともう一点、空き家、空き家の下水管、これはどうしておるのか。もう切っていったって、管理費を、その総面積をですね、総面積やない総距離か、下水管の、いうのも短くしていったって、コンパクトにしていくような方向を考えないと、空き家もずっとつけっ放しということでは、これもちっと難しいんじゃないかなということもありますので、その辺り検討されているのかどうかお伺いします。

○吉田議長 谷岡環境衛生課長。

○谷岡環境衛生課長 最初の繰出金のことでございますが、住民説明会的时候には、実際に町からの繰出金がこれだけあるということについては、きちんと御説明をさせていただきたいと思っております。

それを見越してなんですけれども、併せて今回の資料でも御説明しましたように、3年後をめどに新たに料金の再改定をしたいと考えております。今の段階では、先ほど金繁議員からも御指摘がありましたように、年間800万円の増収しかございません。これではなかなか、独立採算に持っていくといっても、言っているだけで実行できていないというのが私どもも認識しておりますので、住民の方々には御負担をおかけしますが、3年をめどにまた新たな再料金改定を進めていきたいという御説明もしたいと思っております。

あと空き家の下水管ですけれども、集落排水の施設については、当初の段階である程度、希望される世帯については管を伸ばしております。そこで公共ますを設置してありまして、そこから内側については各自が御負担いただくような形でしております。使用がない場合については、実際には水が流れてきませんので、例えば空き家で家を壊した場合は、宅内配管は多分撤去されるかと思っておりますので、公共ますからこちらについてはそのまま置いておく状況でございますので、特別新たに経費がかかったりということはございませんので、場合によってはその空き家が撤去された後、新たな方がそこに入るとか家を建てるという場合は、今の公共ますを使ってまた利用ができますので、基本的にはそのままを維持するというような形では考えております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

金繁議員。

○金繁議員 私、先ほど年800万円の削減にしかないと言ったのは、もっと負担を増やそうという方向で言ったのではないんですね。やっぱり経営の合理化っていうのもやっぱりしっかりとやっていかないといけなくて、人口が2040年に約1万人になるという状況で、これ全部その企業会計だから自己負担でって、使ったものを全部人数で割り振っていたら大変なことになる、愛南町から逃げ出してしまうような状況になりかねないので、やはり経営の合理化をしっかりとしないといけないんじゃないかなと思っています。

それでまあ平瀬の例を出したんですけど、例えばその漁業集落の排水については、愛南町が発表していますけれども、施設利用率が24.15%しかない。かなり低いんですね。だからこれに対する汚水処理原価っていうのは542円、立方メートルということで、類似団体に比べてもかなりの低い利用率であるというところ、こういうところにしっかりと統合化とか経

営合理化を進めることで、一般町民の方たちの負担を、これから人口減少にどう立ち向かうかというところを、あまり負担が大きくならないようにバランスを取っていくということをしていただけたらと考えた次第です。答弁あればお願いします。

○吉田議長 答弁しますか。

谷岡環境衛生課長。

○谷岡環境衛生課長 一点だけちょっと訂正といいますか、今、漁業集落排水の接続率でございますが、令和7年度末の時点で今78.2%でございます。若干その農業集落排水に比べれば接続率が少ないという状況にございまして、漁業集落排水のほう、いろいろとこう推進のほうは進めておるんですけれども、もう既に浄化槽を設置されている方もいらっしゃる。あとなかなかそのもう高齢で、接続しても、それほどもう、まあ接続する必要がないという御家庭もあったりとかして、なかなかこう、もう伸び悩んでいるのが現状でございますが、少しでも接続率が伸ばせられるように、今後も推進のほうは進めていきたいと思っております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

山本議員。

○山本議員 対象地域への住民説明のことなんですけど、先ほども言われたように空き家があって、そっちの地方のほうに引っ越したいとかっていう方とかもおられると思うので、この対象地域ってというのは、もう今、小規模下水をされている方だけっていうんじゃないくて、もう少し広く説明いろいろしていただいたらと思うんですが、そういう予定はないんですか。

○吉田議長 谷岡環境衛生課長。

○谷岡環境衛生課長 今回は集落排水の小規模下水ですね、こちらのほうの利用料金が大きく変わる、上がるということでございますので、対象となる地域はもう限定されますので、広く、例えば城辺でやったとしても、集落排水施設がないので、まず聞きに来られても、直接はその利用者じゃないので、ということもございまして。ということもあって、まずはきちんと利用されている地区で丁寧な説明を行いたいと思っております。

○吉田議長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

質疑がないようなので、これで3番、下水道料金の改定についてを終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。10分の休憩、10時20分から再開いたします。

(休憩)

○吉田議長 休憩前に引き続き協議会を再開いたします。

4番、愛南町教育委員会委員の任命についての説明を求めます。

坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 それでは学校教育課から、資料の4、愛南町教育委員会委員の任命について御説明いたします。

愛南町教育委員会、上原京子委員が令和8年11月15日をもって任期満了となるため、上原氏の再任の同意をいただきたく、9月議会定例会へ上程するものです。

上原氏の経歴につきましては、資料に掲載のとおりです。

上原氏は、令和4年11月に教育委員として任命され、現在1期目です。長年、幼児保育及び教育の現場に携わってこられた経験から、幼児教育に対する高い識見と、子供たちに対する深い愛情をもって、本町の教育に対し適切な指導・助言をいただいていることから、教育委員会委員として適任であると考えております。

以上、資料4の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○吉田議長 説明が終わりました。

質疑ありますでしょうか。大丈夫ですかね。

これで4番、愛南町教育委員会委員の任命についてを終了いたします。

続きまして、5番、南宇和高校学生寮スタッフの募集等について説明を求めます。

坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 資料5、南宇和高校学生寮スタッフの募集等について御説明いたします。

1の政策の発生源・提案の経緯につきましては、令和9年3月頃完成予定の南宇和高校学生寮を管理運営するに当たり、寮に勤務するスタッフ等を募集する必要があるため、関係予算を9月議会に計上するものであります。

2の概要ですが、スタッフの募集についてはハウスマスター2名、フルタイムのハウスマスターで男女各1名となります、の地域おこし協力隊と、パートタイムのハウスマスター2名、地元採用を予定しております。主に宿直業務を担う舎監2名、こちらも地元採用を予定しております。いずれも公募による採用を予定しております。

なお、勤務ローテーション案を3ページに掲載しておりますので御覧ください。現時点での案ですので、勤務体制は今後調整していく中で、変更となる可能性があることを御承知おきいただければと思います。まず日中はハウスマスターが管理をいたします。夜間は舎監が管理を行います。週2日は休日を取る必要があるため、地域おこしハウスマスターが休みの際に地元採用のハウスマスターが勤務に入るように、それぞれの曜日ごとにローテーションを組む形を、計画をしております。

初めの資料にお戻りください。

3の総合計画との整合性から6の関係ある法令については記載のとおりです。

7の事業費等については、地域おこし協力隊の募集等に係る経費143万円と、採用が決まったハウスマスター等の研修経費として17万1,400円、合計160万1,400円を予算計上いたします。

8の将来にわたるコスト計算は、地域おこしハウスマスター2名分、年間約840万円となりますが、令和9年度から11年度までの3年間は特別交付税の対象となります。地元採用のハウスマスター2名分は約420万円となります。令和9年度から11年度までは地域未来交付金の補助対象、2分の1ですが、となります。地元採用の舎監は2名分で約660万円を見込んでおります。同様に地域未来交付金の対象となります。令和9年度から11年度までは年間約540万円、令和12年度以降は約1,920万円の人件費となる見込みですが、地域おこし協力隊を3年ごとにうまく活用することができれば、約840万円の削減が可能となります。

次に、9の今後のスケジュールですが、今月末に実施設計書が完成する予定ですので、その後、直ちに入札準備に取りかかり、建設工事を直近の入札会にかける予定です。交付金の交付決定後、臨時議会において請負議案を上程し、承認をいただいた後に工事に着手ということになります。寮の完成は3月中旬頃を見込んでおります。

10のその他ですが、(1)の寮の食事の提供につきましては、町のホームページでの募集に加え、愛南町商工会に協力をいただきまして、商工会に加盟する町内59件の飲食店、仕出し店等に対し、学生寮での食事提供について希望募集を行いました。その結果、6件の事業者さんから応募をいただいております。現在、担当者が応募をいただいた事業者を順次訪問して、詳細の説明を行っているところです。

最後に、(2)の地域未来交付金についてですが、現在、国の担当者と申請書の内容について確認を行いながら申請書類を整備しているところです。この申請書の提出期限が今月の25日、火曜日となっておりますので、ぎりぎりまで内容の精査を行い、国へ申請を行う予定としております。

以上で資料5の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○吉田議長 説明が終わりました。

質疑は何かございますか。よろしいですか。

金繁議員。

○金繁議員 ありがとうございます。今、8月25日の提出期限までに国に交付金の申請を行うということで、これ申請書類を国に送られたら、それを議会に共有してもらうことによってできるか。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 先ほど申し上げましたとおり、国への申請については提出期限ぎりぎりまで内容を精査した上での提出になりますので、恐らく、早くとも24日であるとか、当日になるかと考えておりますが、議会へのこの完成した交付申請書の提供につきましては、議会から提供の要請があるというのであれば、その辺の提供は可能ではないかと考えております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

金繁議員。

○金繁議員 議会からなければまあ個人的に情報公開請求ということですね。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 そのような手続になると考えております。

○吉田議長 ほかに質疑はありませんか。

石川議員。

○石川議員 この寮の建設に関して、駐車場ですよね、代替駐車場の課題を検討する話があったと思うんですが、これはどんな形に進んでいますか。イベントがあったときに、皆さん御存じのように駐車場がいっぱいになって、代替の部分も検討していただけるような話になっていたと思うんですが、その進捗についてはいかがですか。

○吉田議長 石川議員、今回、質疑、今回はスタッフの件なので。

答えますか。どうしますか。じゃあ答えられる範囲で。

坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 駐車場の件につきましては、確かに以前の議会のほうでもそういう心配をいただいております。学生寮の建設予定地となる駐車場、多分、今現在、約70台程度の駐車が可能となっておりますが、その代替案として、まず一つとしては県の、旧の愛南土木事務所ですね、県の庁舎があったと思うんですが、県のほうに相談をいたしまして、そこの敷地を駐車場、町のイベントがある際の駐車スペースとしてお貸しいただくということで、お願いをしたところ、快諾をいただいております。あと、それと南宇和高校にもちょっと相談をして、そういった大きなイベントの際に駐車場不足が生じる際には、高校の敷地も一定程度お貸ししていただくということは、校長先生のほうには内諾を取っていると、頂いているというような状況であります。

以上です。

○吉田議長 ほかにスタッフ募集に関して質疑ありますか。よろしいですか。

なければ、5番、南宇和高校学生寮のスタッフの募集等についてを終わります。

引き続き、6番、教育委員会点検・評価の報告についての説明を求めます。

坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 資料6、教育委員会点検・評価の報告について御説明いたします。

1の提案の経緯につきましては、教育委員会点検・評価の報告は、毎年、12月の議会定例会において報告を行っているところですが、令和5年2月1日付の文部科学省通知に倣い、地方自治法第233条第5項に規定する「主要な施策の成果を説明する書類の作成、議会への提出及び公表」に併せて、今回から議会へ報告すること、今回から9月の決算勉強会において報告することとしたいと考えております。

2の概要ですが、これまでの12月定例会で行っていた報告から、9月定例会前に議会へ提

出される「主要施策の成果報告書」に併せて、「教育委員会点検・評価報告書」を議会へ提出を行いまして、決算勉強会において質疑を受けたいと考えております。

3の総合計画との整合性及び4、5については記載のとおりです。

6の関係ある法令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律です。この第26条第1項に、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」と定められておりまして、これにのっとり本町でも毎年、地域の皆さんはじめ、町外の方も含めた評価員3名による点検・評価を実施し、報告書を作成しております。

7の事業費、8の将来にわたるコストは、該当ありません。

今回変更しようとする根拠につきまして御説明しますので、2ページを御覧ください。

2ページの下段、2つ目の黒丸の部分を御覧ください。

この中で、「点検・評価の項目や報告書の書式、議会への報告方法等の具体的な方法については、各教育委員会が実情を踏まえて判断すべき」と明記されております。また、「例えば、部局横断的な行政評価のなかで行うことや、地方自治法第233条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類の作成、議会への提出及び公表を行うことをもって、教育行政の推進に資する点検及び評価を行うことができる場合には、法第26条第1項の義務」、先ほど説明した点検・評価報告のことになりますが、「これを充足したとしても差し支えないこと」とされております。この通知を受け、本町教育委員会では、令和6年度から点検・評価に用いる様式や事業関係のデータを「主要な施策の成果を説明する書類」と全く同じ内容のものを使用するように変更しております。

資料の2を御覧ください。

これは今年の8月5日に実施した評価ヒアリングで使用した資料になります。3ページ以降を御覧いただければと思うんですが、この内容については主要施策の成果報告と同じ資料を用いて、事業ごとの手段、事業費や成果実績をお示しして、評価員のヒアリングを受け、評価をしていただいております。先ほどのとおり、文科省の通知で「主要な施策の成果を説明する書類の作成、議会への提出及び公表を行うことをもって、教育委員会の点検・評価報告を充足したとしても差し支えないこと」とされてはおりますが、本町教育委員会においては、教育委員会の効果的な事業の推進と住民への説明義務を果たすため、これまでと同様に点検・評価報告書を作成し、公表することとしております。

ただし、議会への報告のタイミングを、これまでの12月から9月に前倒しさせていただいて、決算勉強会に合わせて実施させていただいて、教育委員会の事業成果と決算状況、点検・評価の評価を主要施策の成果報告と同時に行うことで、議会の皆さんからより効率的かつ効果的な質疑をいただきたいと考えておりますので、御了解のほどよろしくお願いいたします。

なお、参考としまして、資料3に昨年度の点検・評価報告書を添付しておりますので御確認いただければと思います。

以上で資料6の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○吉田議長 説明が終わりました。

質疑はありますでしょうか。

金繁議員。

○金繁議員 確認なんですけど、じゃあこれまでの12月定例会での報告から、9月定例会前の決算勉強会において教育委員会点検・評価報告書も提出して、質疑を受けると。本会議への提出っていうのは、9月にされるという・・・。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 御質問のとおり、12月のこれまでの本会議から、この9月の決算勉強会のほうで、先ほども申し上げましたように主要施策の成果報告と併せて資料は提供させていただ

いて、質疑を受けたいと考えております。本会議のほうには上程をしないという予定としております。

その根拠につきましては、そもそもこの教育委員会の点検・評価報告については、法的に議会の議決、また報告案件ではありません。ただ、本町ではその理由は不明なんですけど、以前から12月の本会議で質疑を受けていたということではありますが、今回このような文科省からの通知もありましたので、それに倣ってやり方を変更させていただきたいと考えております。

ちなみに、南予地域の、うち含めて9つ自治体があるんですけど、状況を確認をしました。本町と同じように議会本会議に報告書を提出して質疑を受けているのは、本町を含めて3町のみです。それ以外については、報告書を議会に配付するだけ、あるいは電子データで各議員の皆さんのほうにお知らせをするだけということで、当然、これに関する質疑は一切行われていないというような状況でありますので、今回、文科省の通知もあったということを契機に、この点検・評価の報告の方法を変更させていただきたいと考えております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑ありませんか。大丈夫ですか。

質疑がないようなので、これで6番、教育委員会点検・評価の報告についてを終了いたします。

最後です。7番、投票区の統合に伴う移動期日前投票所の実施について、執行部の説明を求めます。

濱総務課長。

○濱総務課長 失礼します。投票区の統合に伴う移動期日前投票所の実施について説明をします。

1の議題の発生源・協議に至るまでの経緯についてですが、現在、選挙における投票区、いわゆる投票所は本町に51か所あります。人口減少が進行しているものの、合併後から投票所の整理は行っておりませんでした。

別紙の資料1を御覧ください。

県内各市町の投票所の設置状況を示しております。これを見ましても、本町はかなり多い状況にあるということになります。選挙運営においても、選挙従事に当たる職員の減少や投票立会人の負担軽減、さらに町の財政状況に鑑み、投票所の統合など適正化に向けた見直しが必要と考えております。

2の事業の概要についてですが、城辺第4投票区、いわゆる中玉地区は、直近の選挙で投票率が100%となりました。つまり、中玉においては10名の有権者がいて、全てが投票を済ませたということになります。今回、この中玉の第4投票区を城辺第5投票区、東海公民館で行われている第5投票区に統合し、併せて、有権者数が減少している脇本の第10投票区も同様に統合したいと考えます。その際、両地区には移動期日前投票所を導入し、住民の投票の機会を確保したいと考えております。来る11月15日執行の愛媛県知事選挙から実施したい考えです。

3の総合計画との整合性については御覧のとおりです。

4の他の自治体の類似する政策との比較検討につきましては、(1)の直近で投票所を整理した自治体につきましては、令和7年度に松野町が10か所から3か所に整理統合しております。(2)移動期日前投票所を実施している自治体は、県内では四国中央市、久万高原町、内子町、伊方町が実施しております。

5の町民参加の有無とその内容、6の関係ある法令及び条例、7の事業費・財源措置については、記載のとおりです。

8の将来にわたるコスト計算につきましては、直近の選挙で投票日当日の投票所にかかる経費としましては980万円の支出があります。単純に1か所当たりを求めますと19万2千円、およそ20万円の減額となります。

裏面を御覧ください。

移動期日前投票所のイメージ画像になります。

以上で、投票区の統合に伴う移動期日前投票所の実施についての説明を終わります。よろしくをお願いします。

○吉田議長 説明が終わりました。

質疑はありますでしょうか。

よろしいですか。

金繁議員。

○金繁議員 コストの削減ができるということで、意義はあると思うんですけども、実際にこの影響を受ける中玉と脇本地区の皆さん、何人ずついらっしゃるのかということと、この方、住民の皆さんにはどのような告知をされるのか。一番大事なのはその投票率が落ちないということだと思うんですけども、そのために何をするのか。これを行った後に、住民の意見聴取とか、投票率が上がったか下がったかをモニターしていただけたらと思うんですけど、その点については考えているかどうか併せてお願いします。

○吉田議長 濱総務課長。

○濱総務課長 有権者数を申し上げます。中玉が10名、脇本が38名です。38名です。

そして、投票率が落ちない施策としましては、先ほどの事業の概要で述べたとおり、移動期日前投票所を導入して、イメージの写真のとおり、例えば今回、直近の選挙が11月15日に県知事選挙が執行されます。例えばその11月15日の前日、何日に脇本にお伺いしますよ、中玉にお伺いしますよという周知をさせていただいて、そこに来ていただくイメージです。

投票率が落ちないという、それにつきましては、この移動期日前投票所を実施して、これまでと同様、投票率が落ちることのないように手段としてこの事業を講じるものです。さらに言えば、期日前投票、通常の期日前投票所も、もう既に町民の皆さんにはかなり定着してきておりますので、それを併用するということになります。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありませんか。

石川議員。

○石川議員 これ運用で、例えば選挙期間が10日間とか、長かったら2週間ぐらいあると思うんですが、これ、この移動期日前投票所はどれぐらいの期間開けるのか、それとも1日なのか。それと、何時から何時まで開けるのか。その辺り運用はどのように考えていますでしょうか。

○吉田議長 濱総務課長。

○濱総務課長 先ほど他の自治体の類似する政策、比較検討のところで、他の自治体においては、例えば1日その地区に赴くというようなことになっております。これら先進地の事例を参考にしながら検討したいと思います。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありませんか。

石川議員。

○石川議員 ということは、1日だけという今、考え方ということで理解したんですが、期間が長ければ長いほど分散するような形も考えられるんですが、その辺りは、日程については選挙ごとに移動車をいつ配車するかっていうのは、事前に町民には、連絡は当然するでしょうけども、時間帯を、これ結構重要だとは思いますが、その辺りはどういうふうに考えられていますでしょうか。

○吉田議長 濱総務課長。

○濱総務課長 これも先進事例では、例えば午前中とか午後とかという、いわゆる地区との話合い、それをもって決めているというふうにお伺いしております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 すいません、じゃあ、期日前投票できる時間帯は地元の方たちと話し合っただけで決める予定ですかね。

○吉田議長 濱総務課長。

○濱総務課長 お見込みのとおりです。

○吉田議長 金繁議員。

○金繁議員 あと原則、法律では投票日に投票すると。例外的に期日前投票が認められているわけなんですけども、この説明資料を見ると、職員の減少とか立会人の負担、経費削減というところが理由となっているように読めるんですけど、法律の例外規定にそぐうのかどうか、そこは大丈夫なのかなというのが一点。

それから、例えば町議会議員の選挙ですと、選挙期間が短くて、日曜日っていうのは投票日しか含まれないんですけど、そこはどういうふうにカバーされるのか。例えば、その日曜日にしか投票に行けないと思った人は、その投票日に行きたいと思ったら、例えばその本庁に来てできるとか、東海公民館でできるとか、そういう代替案は考えていらっしゃるかどうか。

2点お願いします。

○吉田議長 濱総務課長。

○濱総務課長 法律にそぐうのかという点におきましては、この期日前投票というのも認められておりますし、当日は中玉の人たちは、2つ目の質問と重複しますが、中玉の人たち、協本の人たちは当日は東海公民館に赴くことになります。そして、これまでと同様、期日前投票は支所と本庁でできることになっております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 すみません、原則投票日で、例外が認められる場合、規定ってどうなっていましたっけ。

○吉田議長 濱総務課長。

○濱総務課長 例外規定、どのことを指しているのかちょっと今、手元に資料持っておりませんので、後でお知らせしたいと思います。

○吉田議長 ほかに。

金繁議員。

○金繁議員 私も今ははっきりと申し上げられないんですけど、たしか限定的だったと思います。ですので、その例外にこれが沿うのかどうかというのはきちっと出していただけたらと思います。これ認めるかどうかっていうのは結構重要なことなので、民主制の過程にとって、選挙というのが。まあ問題ないとは思いますが、一応明らかにしておいたほうがいいかなと思いました。

○吉田議長 濱総務課長。

○濱総務課長 先ほど申し上げましたとおり、先進市町を視察させていただいて、既に実施している市町があります。なので、今、金繁議員が心配していらっしゃるその件についてはクリアになると思うんですけども、期日前投票所の取組事例などを精査しまして、また別途御報告させていただきます。

○吉田議長 よろしいですかね。

ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

ないようなので、これで質疑を終わります。

ここで執行部の退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

(執行部退席)

○吉田議長 じゃあ引き続き議会協議に移っていきたいと思います。

長時間にわたりましてありがとうございました。本日の議案のうち、1番、2番、4番が定例会に関わる協議内容、協議題であります。ここについては、9月定例会において委員会付託とする案件があるのかどうか、何か意見はありますでしょうか。

特に重要案件として扱う点は、委員会付託にする点はないですかね。大丈夫ですかね。

じゃあここについては、重要案件の抽出についてはなしということで、了承していただいたということでよろしくお願いいたします。

続きまして、2番、議員派遣について、事務局の説明をお願いいたします。

土居局長。

○土居事務局長 それでは、サイドブックスの議会資料1をお開きください。よろしいですかね。議会資料1。

第64回四国地区町村議会議長会研修会につきまして、日程は9月29日、火曜日、午後1時から午後4時35分までの予定で、場所は高知市の高知県立県民文化ホールとなっております。研修内容は資料に記載のとおりでございます。全員の議員派遣としてよろしいか御協議をお願いいたします。

以上です。

○吉田議長 説明が終わりました。

全員の議員派遣でよろしいかどうか御協議願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

石川議員。

○石川議員 希望者じゃいけませんか。

○吉田議長 局長、どうでしょうか。

石川議員。

○石川議員 ちょっと、理由もちょっと言うとかないかんのですが、このお題目が、高市政権は可能とか、大河ドラマとは違うとかいう話で、何かまあその、知見を増やすという意味ではないと思うんですが、興味がある方はいいと思うんですけど、興味がない方はどうなのかなということで、希望者にしたらいかがかなということで提案させていただきたいと思います。

○吉田議長 ちょっとすみません、そういう質問が出るとは思っていませんでしたので確認は取れておりませんが、議長会にちょっと確認をして、基本的には、原則としては議員として知見を広げていただきたいというところで参加をしていただきたいんですが、これについてはちょっと、どうする、これでも今日せないかん。

(発言する者あり)

○吉田議長 ちょっと確認させていただいて、後で、もう一回、再度協議をしたいと思います。

ほかに何か御協議ございますか、派遣について。よろしいですかね。

じゃあちょっと保留という形ですみません、3番のほうの令和7年度決算勉強会の日程についてに進めていきたいと思います。

事務局の説明をお願いいたします。

土居局長。

○土居事務局長 それでは、続きまして議会資料2をお開きください。

議員全員協議会（令和7年度決算勉強会）の開催についてお知らせいたします。

まず初めに日程についてですが、決算勉強会の日程は、9月7日、月曜日と、8日、火曜日の2日間を予定しております。

次に進行要領ですが、初日7日、月曜日は、表にありますとおり財産に関する調書から一般会計の歳入全般、その後、一般会計の歳出、1款議会費から9款消防費まで質疑応答を行います。

初めに財産に関する調書につきまして、全般を通じて質疑応答を行い、次に一般会計決算の歳入についても全般を通じて質疑応答を行います。続いて、一般会計決算の歳出につきまして、款を追って質疑応答を行います。

なお、所属関係決算の質疑の前に、新規、廃止及び大幅に増減があった事業等につきまして、決算書のページ順に5分以内で概要説明を該当管理職より行っていただきます。

初日、7日、月曜日に一般会計の審査が終わらなかった場合、2日目、8日、火曜日に続いて審査を行います。

2日目、8日、火曜日は、一般会計決算の歳出の10款教育費から款を追って質疑応答を行います。特別会計及び事業会計につきましても、一般会計と同様に、各会計決算につきまして5分以内で概要説明を行った後、歳出歳入それぞれ全般を通じて質疑応答を行います。

なお、事業会計は決算全般を通じての質疑応答とします。

2ページ目をお開きください。

続きまして確認事項ですが、前回の決算勉強会と同様にCATVによるテレビ中継とインターネット配信を行う予定としております。勉強会の答弁は説明員（管理職）が行うこととしております。また、説明員の答弁を補佐するため、補助員（主幹、課長補佐等）の議場の入場をお認めください。また、説明員等の議場からの途中退席もこれまで同様お認めいただいたらと思っております。

最後に、議場内の服装につきましては、本会議と同様に夏服といたします。

以上のとおりで決算勉強会を実施してよろしいか御協議をお願いいたします。

以上です。

○吉田議長 説明が終わりました。このスケジュールでよろしいでしょうか。大丈夫ですか。

石川議員。

○石川議員 先ほど学校教育課のほうから、教育委員会点検・評価報告書、これをこの全協でやるというような話でしたので、決算検討会の後につけて、項目をつけて、目次を入れたらいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田議長 石川議員からそういう意見がありましたが、皆さんのほうはどうでしょうか。

この款の中での説明では足りないということですか。

石川議員。

○石川議員 あくまで決算検討会と、やっぱり報告書っていうのは別にすべき、款の中で説明をする案件ではないというふうに私は理解しているので、だから別に項目を取っていただいて、するほうが、私はこの目次からしてもいいんじゃないかなというふうに思います。

○吉田議長 それについてはどうですかね。報告ですから別途に取ったほうがいいと。款の中での説明ではなくてという意見なんです。

じゃあこの10款教育費が終わった後に、報告会という形でしますかね、別途に。いいよね。

（発言する者あり）

○吉田議長 じゃあ一応そういう形で10款の後に項目を取って、報告会と、そこで質疑をすることによってよろしいですか。

じゃあ一応そういう形で、一応、執行部のほうには伝えていきたいと思います。

ほかに。

なければこのスケジュールでよろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○吉田議長 じゃあこのスケジュールでいきます。

はい。

○山本議員 この教育委員会の点検報告書があつての、この、新しいというか、今回、添付資料にもある予算になると思うんですけど、先に説明というか、その、教育委員会の報告じゃ駄目な

んですかね。教育委員会の報告があつてからの、今年度のまた新しい予算だと思うんですけど、先に報告をいただいてからの。何かさっき比べたら、中身そんなに変わっていないのかなという感じなんですけど。

○吉田議長 それならどうする、どうしたらいいんかね。先にしてもろうたほうがええんか、報告会。その後にほんならこの一般会計の勉強会をしていくという形のほうがいいですかね。

じゃあ最初に一応報告をしていただいて、それから一般会計の勉強会に入るということにします。

これは、どうですかね、10日の1回目なんで、8月9日の最初にしたほうがいいですか、報告を。

(「9月、9月」と言う者あり)

○吉田議長 ああ、ごめんごめん、9月、9月。7日の冒頭ではなくて、8日の冒頭に報告会をしてもらって、その後、10款教育費について勉強会をします。

○山本議員 それだったら分かりやすくてうれしいです。

○吉田議長 それでよろしいですか。

じゃあ一応そういう形をしていきたいというふうに思います。後で……

土居局長。

○土居事務局長 石川議員から御提案がありました件につきまして、今、議長が確認いただきました。2日目、9月8日、火曜日、10款教育費から始まる予定ですが、その前に教育委員会の点検報告書の報告を行った後、10款教育費の決算の勉強会を始めるというようなイメージでよろしいでしょうか。

一応念のため今、尾川主幹のほうで教育委員会には確認行っておきますので、それが分かり次第、また改めまして共有させていただきます。

以上です。

○吉田議長 一応じゃあ確認が取れてから皆さんのほうに回答していきます。

ほかにございませんかね。

吉村議員。

○吉村議員 議運で協議してないの。

○吉田議長 議運で。

○吉村議員 日程を決めたのは議運で決めたんやないの。

(発言する者あり)

○吉田議長 今日、皆さんのほうであのあれですよ

○吉村議員 議運はまだやっていないの。

○吉田議長 やってないです、やってないです。この案でどうでしょうかという提案です。

○土居事務局長 日付は決まっています。

○吉田議長 日付はこの前たしか、何かで、皆さんに報告はしたと思います。その中で今日、教育委員会のほうのあれが出ましたので。

(発言する者あり)

○吉田議長 そうなんですよ、すみません。それはすみません。

ほかにありますか。大丈夫ですか。

じゃあ一応、教育委員会の確認を取ってから皆さんのほうにお伝えをするようにいたします。

それから4点目、令和9年度当初予算に係る議員提案について、事務局の説明をお願いいたします。

土居局長。

○土居事務局長 それでは、サイドブックス議会資料3をお開きください。

令和9年度愛南町一般会計当初予算につきまして、執行部から、議員からの予算提案を参考

にしたい旨の申出がございました。議員からの意見を取りまとめて町長に報告したいと考えております。

つきましては、提案を考えられている議員の皆様は、令和8年9月25日、金曜日、正午までに別紙様式により提出をお願いいたします。なお、内容につきましては広く客観的に住民全体の立場に立った公平なもので、地区要望にならないように御注意いただければと思います。

以上です。

○吉田議長 この件については9月25日、正午までということですのでよろしくお願いしたいと思います。

何か質問はありますでしょうか。よろしいですか。

それでは最後、その他のところに移ります。

令和8年熊本地震に係る義援金について、事務局の説明をお願いします。

土居局長。

○土居事務局長 それでは、令和8年熊本地震に係る義援金の説明の前に、先ほどの決算勉強会の教育委員会の点検・報告の関係、学校教育課のほうに確認しまして、2日目、9月8日、火曜日の冒頭に点検報告書の報告を行った後に、10款教育費の決算勉強会を始めるということで了解いただきましたので、そちらのほうで日程のほうを組替えさせていただきます。

それでは、その他といたしまして、サイドブックスのほうに資料のほうを掲載しております。愛媛県町村議会議長会から、令和8年熊本地震に係る義援金について協力依頼がありました。金額は1町議会で3万円です。令和6年能登半島地震の際にも同様の御依頼があり、その際は議長・副議長3,000円、その他議員の皆様が2,000円で御協力いただいております。今回の義援金につきましても、能登半島地震と同様でよろしいか御協議をお願いいたします。

以上です。

○吉田議長 事務局から説明がありました。能登半島地震の際と同様でよろしいかどうか御判断ください。よろしければこれで寄附のほう、義援金のほうよろしくお願いしたいと思います。

石川議員。

○石川議員 議員は1,000円ずつにして、給料も上がったことですから議長も副議長も応分に負担していただければちょうどいいんじゃないかなと思いますが。

○吉田議長 そこまでの格差は広がっておりませんので、この3,000円、2,000円をお願いできればと思いますが、何か御異議ございますか。

尾崎議員。

○尾崎議員 従来どおりで。

○吉田議長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

じゃあ議長・副議長3,000円、それから、すみません皆さんのほうで2,000円、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは最後、その他のその他で、事務局のほうから報告をお願いします。

土居局長。

○土居事務局長 その他といたしまして、議会報告・意見交換会の開催方法につきまして、できましたら次回の全員協議会で御協議いただきたいと考えております。何かよい案がございましたら事務局まで御連絡いただいたらいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○吉田議長 最後に、先ほどの派遣の件、回答ありましたでしょうか。

土居局長。

○土居事務局長 派遣につきましては、定例会で議員派遣の分を切らなければならない関係がありますので、ひとまずは全議員での派遣ということにさせていただいて、出張となりますので出張命令の関係もございます。全議員での派遣ということで御都合の悪い方は欠席届を出してい

ただく形にさせていただくと、事務的には、事務局としては助かります。

以上です。

○吉田議長 内容につきましては、県のほうの勉強会については一応、我々も議長のその連絡協議会のほうでするんですけど、これ今回は四国全県なので、ちょっと我々は、私自身も意見をするあれがございませんでした。

まあ多分、四国のほうのあれでまあ4県の議長が集まってということやと思うんですね、会長が集まってということだと思うんですが、これ内容については、今、愛媛県のほうの議長会の勉強会については内容がすごく充実してきたと思うんですけども、今回は少し、直になるような形ではないかと思いますが、でき得れば皆さん全員参加でお願いできれば、知見を広げていくということでもよろしくお願ひしたいと思います。

じゃあ一応、全員参加の形で。

金繁議員。

○金繁議員 状況はよく分かりました。確かに愛媛県のほうの勉強会、非常に実務的で、役立つものになってきていて、感謝しています。一方でこの四国のほうは、まあ前回も意見出ていたと思います。今回も、議長もね、意見を言うことができなかったという状況ということなんですけど、できれば今後、意見が言えるように、県じゃなくて四国の事務局のほうにやっぱり声が届くように、全四国内の議会議長会なんですから、やっぱり声が届いて、それに基づいてたくさんのお金使って、時間使っていくわけですから、今後は議長の声を聞いていただけるように愛南町議会からもぜひ要望をお願いします。

○吉田議長 愛媛県、議会議長のほうの協議会のほうでは一応伝えておきますので、できれば全員参加でよろしくお願ひいたします。

以上で終わります、皆さんのほうから何かございますでしょうか。

金繁議員。

○金繁議員 この前の県の研修で、決算について、決算審査について勉強させてもらいました。その中で講師の方から、議会に決算が提案される前の監査委員会の決算監査議事録を議会で共有する、もしくは議選の監査委員の方が決算監査報告を行うということをしてはどうですかという提案があって、それしてもらえるとすごい勉強になるなと思ったんですけど、いかがでしょうか。愛南町議会でも決算監査報告会をしていただけたら大変ありがたいんですけどいかがでしょうかというのが一点と、もう一つは今日の、町のほうからの説明でありました寮の建設について、今度26日に国への交付金申請を……

(「5」と言う者あり)

○金繁議員 25までにするという事なんですけど、その書類に詳細な計画とか予算とかもしつかりと入ると思います。それも併せて議会内で共有していただけたらと思うんですけど、この2点について協議していただけないでしょうか。お願いします。

○吉田議長 今、金繁議員のほうから、監査報告について議会の中で話し合いをすべきではないかということなんですけど、これについてはどうですかね。可能かどうか。池田議員が監査なんですけど、それは可能かどうか。

土居局長。

○土居事務局長 一点確認です。先般の松山での研修会でそういった講師の方からのお話があったのは存じ上げております。すぐさま本町以外の8町議会事務局にも確認しまして、例月の監査であるとか決算の審査であるとかの議事録はありません。どこもありません。先ほど言った、その監査委員からの報告会というのは、決算報告書、意見書みたいなものが出来上がりつつあるんですけど、それを説明いただくということでしょうか。いまいちその報告会というイメージがちょっとイメージしにくいんですが、どんな感じなんでしょうか。

○吉田議長 金繁議員。

○金繁議員 私もその決算監査報告書というのを見たことがないので、何とも言えないんですが、この前の……

(発言する者あり)

○金繁議員 決算報告とともに出される監査の委員の方の意見というのは載っておりますが、この先生がおっしゃっていたのは、その、それよりさらに詳しいことなのかなと私は受け取ったんですね。というのが、監査議事録がないということなんですけども、決算書に載っていない様々な情報が監査委員の中で話し合われているはずなんですよね。その中で、全てを報告してほしいとかそういうことではないと思うんですけど、きっとそのチェックポイントとか、これは議会として、ぜひ注目してチェックしたほうがいいですとか、そういうポイントをしっかり教えていただけるのかなと思ったんですけども、どうでしょうか。

○吉田議長 ちょっと確認をしてじゃあこれは回答……

(発言する者あり)

○吉田議長 そうやね、確認してほんなら。

石川議員。

○石川議員 議運で決めてください。

○吉田議長 それでよろしいですか。

それから２点目の共有の件、これについては何か皆さん御意見ありますか。

一応出していただけたらよかったので、それはじゃあ議会として要望しましょうかね。どちらがいいですか。

(「議会で」と言う者あり)

○吉田議長 議会でじゃあ説明できる範囲でということではよろしいでしょうか。共有するという、これもじゃあ教育委員会のほうに連絡をして、確認をしてみますので。よろしくお願いします。ほかに何かございますかね。

金繁議員。

○金繁議員 すみません、もう一つ、議運で視察に、徳島の小松島市に訪問させていただいたときに、この議案をタブレットに載せるだけではなくて、タブレットに載せる場合と、それから議員によってメールでパソコンのほうに送ってほしいという議員さんに対してはそちらに送っているということで、それしていただけると非常に助かる、私、今個別に、事務局の職員の方にこれPDFで送ってください、送ってくださいってお願いしているんですね。ほかの議員さんもされているかなと思うんですけど、AIを活用するという意味でもやっぱり、それから自分のところで印刷をして……ことができるとか、そういう用途のためにPDFがどうしても必要で、事務を煩雑にしているかと思います。

最初からそのPCのほうに送ってください、メールで送ってくださいという議員を聞いていただいて、今後送っていただくように、今日返事していただかなくてもよいので、御検討いただけたらと思いますがいかがでしょうか。

○吉田議長 じゃあ確認をして。

石川議員。

○石川議員 これも一度議運でまとめていただいて、メリット・デメリット出していただいて、全協に上げていただきたらとは思いますが。

○吉田議長 間に合うかどうかは分かりません。議運のほうでじゃあ一回もんでみるようにいたします。

ほかに何かございますかね。

(「ありません」と言う者あり)

○吉田議長 もうないですか。いいですか。なければこれで終わります。

それと一つだけ、時間ないですか、一つだけすみません、ハラスメントの防止条例もこのタ

ブレットの中に入っていますので、一度熟読していただいて、一回勉強会をしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

じゃあこれで一応協議会のほうを終わります。

議長